

佐賀県告示第195号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成25年5月17日

佐賀県知事 古 川 康

有明海沿岸

海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区域
福所江漁港海岸	永田地区海岸	永田地先海岸	基点1、2、3、4、5、6、7及び1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域 点の位置 基点 1 佐賀県小城市芦刈町大字永田2753番2の地点（北緯33度11分51秒、東経130度12分29秒） 基点 2 基点1から157度05分の方角へ52.21mの点 基点 3 基点2から249度00分の方角へ49.57mの点 基点 4 基点3から220度01分の方角へ8.66mの点 基点 5 基点4から154度85分の方角へ5.41mの点 基点 6 基点5から245度18分の方角へ6.20mの点 基点 7 基点6から336度94分の方角へ71.83mの点